

▶ 【1】 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等

- ①令和3年12月31日までの適用期限を**令和5年12月31日**まで**2年間延長**する。
- ②非課税限度額は、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、住宅取得等資金の贈与を受けて新築等をした次に掲げる住宅用家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

	省エネ住宅等 質の高い住宅		左記以外の住宅用家屋	
	令和2年4月～ 令和3年12月	令和4年1月～ 令和5年12月	令和2年4月～ 令和3年12月	令和4年1月～ 令和5年12月
消費税の税率10%が適用される住宅用家屋の新築等	1,500万円 →	1,000万円	1,000万円 →	500万円
上記以外の住宅用家屋の新築等(税率8%適用の場合や個人間売買等の場合)	1,000万円 →	1,000万円	500万円 →	500万円

- ③適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、築数年要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋(登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなす)であることを加える。
- ④受贈者の年齢要件を現行20歳以上から**18歳以上に引下げる**(令和4年4月1日以後の贈与から適用)。